

母子家庭の児童へ 入学祝金を支給します

母子家庭児童入学祝金は、小松島市に一年以上居住する母子または配偶者のいない女子で、小学校または中学校に入学する児童を扶養している母に対して支給します。

該当者には、3月下旬に市児童福祉課より通知を差し上げますが、入学式までに通知のない場合はお申し出ください。

- 小学校入学祝金 5,000円
- 中学校入学祝金 8,000円

お問い合わせは、市児童福祉課（市役所1階10番窓口 ☎32・2114）まで。

農業振興地域整備計画変更申出受付 4月1日から前期受付を開始します

農用地区域からの除外および農用地区域への編入申出書の受付を前期、後期の年2回に分けて行っています。

前期は、4月1日から4月30日まで。

【受付場所】市産業振興課
【申し出に必要な物】

- ▼ 申出書
- ▼ 除外・編入したい土地の登記簿謄本（登記事項証明書）
- ▼ 公図の写し
- ▼ 土地の現況写真および位置図

詳しくは、市産業振興課（市役所4階 ☎32・3809）まで。



お済みですか？確定申告

所得税の確定申告・納税は3月17日まで
消費税・地方消費税は3月31日まで

確定申告は、もうお済みですか。

所得税の確定申告と納税は3月17日（月）まで、個人事業者の消費および地方消費税は3月31日（月）までです。

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がございますので、ご注意ください。

徳島税務署の確定申告会場は、3月17日（月）まで「アステイとくしま（徳島市山城町東浜傍示1）」となっております。

お問い合わせは、徳島税務署（☎088・622・4131）まで。

「住宅借入金等特別控除」の申告はお済みですか？

3月17日（月）までです！

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、平成18年末までに入居した方に限り、所得税から控除しきれなかった額を、翌年度の住民税（所得割額）から控除できる制度が設けられています。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

お問い合わせは、市税務課市民税係（市役所1階 ☎32・3821）まで。

戦没者の遺族の皆様へ

特別弔慰金の請求は3月31日までです

戦没者の遺族に対する特別弔慰金（第八回特別弔慰金）の請求はお済みですか。

まだ請求されていない方は請求期間（平成20年3月31日）までに申請をお願いいたします。

請求窓口は、市民生活課生活支援係（市役所1階 ☎32・2132）まで。